

「地域型保育事業の認可・運営基準」及び「教育・保育施設の運営基準」へのご意見

地域型保育事業の認可・運営基準

資料7

事前にいただいたご意見等を事務局でまとめたものです。

ご意見は事務局で内容を確認し、適宜分類しています。

整理番号	質問事項	対応案
7-1-1	町内での事業、是非進めるべき。 まず手をあげる個人、事業者等があるか。 なければ、またニーズも少なければ他市に融通してもらえるか。	現在、町で把握している認可外の保育施設は、平成27年度から新制度の給付対象となるように準備を進めています。 その他の担い手については今後把握していく必要があると考えています。
7-1-2	保育士不足、医師不足などソフト面の充足も難しそう。 一か所でも試行できれば、また効果があげられれば、今後の可能性も広がる。	家庭的保育を中心に担い手を把握するところから検討を始める予定です。
7-1-3	他自治体の会議で、小規模保育事業の「保育面積について」意見が出ていました。 現行認可外保育施設の保育面積は、2歳未満時だと1人あたり1.65㎡以上となっているが、この国基準では3.3㎡以上となるので、現状の維持が難しくなると。 葉山町では同じような状況はあるのでしょうか？	該当する可能性のある認可外保育施設については、面積から逆算して定員を設定するよう調整しています。現在の受入人数と同規模の人数に設定できる見込みです。

「地域型保育事業の認可・運営基準」及び「教育・保育施設の運営基準」へのご意見

その他各種基準に関する自由意見

事前にいただいたご意見等を事務局でまとめたものです。

ご意見は事務局で内容を確認し、適宜分類しています。

整理番号	質問事項	対応案
7-3-1	待機児童がいること、一時保育が不足していること等もあり、何かしらの保育事業を始めるべきだと思います。	家庭的保育を中心に担い手を把握するところから検討を始める予定です。
7-3-2	少子高齢化が加速する中、葉山町では子どもを3子以上産むことを選ぶ家庭が多くいる。新制度では、3子以上について経済面だけでなく、安心をサポートできたらよいと思う。保育園を含む何かしら必要なサービスが提供できるようお願いしたい。入所が不可なら、週に1～2日限定の一時保育扱いでもあれば、母親の精神的ストレスが緩和されます。これがダメなら、こっちなら提供できますなど。	保育所の優先利用については、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合は例示されています。その他必要な支援策については、今後会議で議論していきます。
7-3-3	保育士の確保と人材育成についても、量の見込み、確保計画がとても重要になると思います。	長期的な確保方策を検討する必要があると考えています。